

令和8年1月30日

こども家庭庁ホームページへ公表

こども家庭庁

令和8年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」

こども家庭庁では、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・進級の時期に特に重点を置き、関係省庁、地方自治体、関係団体等と連携・協力して、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動等の取組を集中的に展開することが効果的であると考え、別紙のとおり、本年も2月から「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を実施いたします。

また、本取組については、以下のとおりこども家庭庁ウェブサイトに専用ページを設けましたので、あわせて御参照ください。

https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet_use_gyouji/r08/

※随時更新予定

【連絡先】

こども家庭庁成育局安全対策課

環境整備係

電話：03-6858-0155

E-mail：anzentaisaku.kankyou@cfa.go.jp

令和8年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について

1 趣旨・目的

近年、青少年のスマートフォン等のインターネット接続機器の利用が急速に進んでおり、多くの青少年がSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等を利用するようになっている。

一方、こうした機器の長時間利用による生活習慣の乱れや、不適切な利用により、思いがけず他人のプライバシーを侵害してしまったり、青少年が犯罪の被害者や加害者となってしまったりする事例、SNSを利用した誘い出しにより、青少年が犯罪被害に巻き込まれたり、闇バイトに加担してしまったりする事例等、深刻な問題も発生しているところである。

未来を担う青少年が、このようなリスクに対する適切な対応を理解した上で、スマートフォンやSNS等を正しく利活用できる環境を整えることが非常に重要となっている。

このような認識の下、青少年がインターネットの利用に起因する犯罪やトラブルに巻き込まれることを防止し、スマートフォンやSNS等を安全・安心に利用できるよう、青少年が初めて自分のスマートフォン等を手にする時期でもある春の卒業・進学・進級の時期に特に重点を置き、インターネット接続機器やサービスを提供する関係事業者と保護者、学校等の関係者が連携、協力し、ペアレンタルコントロールの普及促進

(フィルタリング、時間管理機能・課金制限機能等のペアレンタルコントロール機能の利用促進や家庭内ルールづくりの促進)及び青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上に重点を置いた啓発活動等の取組を集中的に展開する。

2 実施期間

令和8（2026）年2月～令和8（2026）年5月

3 参加府省庁

こども家庭庁・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・経済産業省